

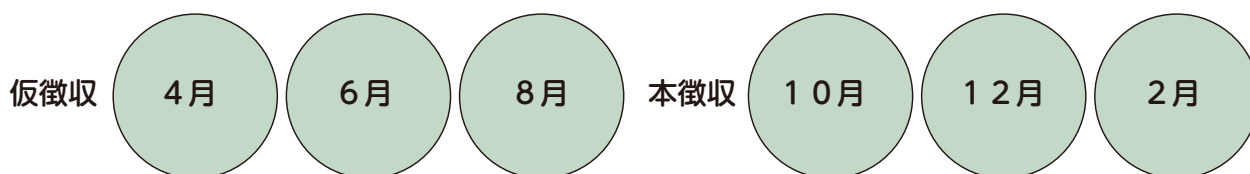
介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、原則、**特別徴収**(年金からの天引き)となりますが、年金年額18万円未満の方や資格取得後間もない方は、**普通徴収**(納付書もしくは口座振替)となります。

特別徴収(年金からの天引き)

対象 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方
※老齢厚生年金等については、特別徴収の対象となりません。

8月までは、令和2年度(令和元年分)の所得等に応じた改定前の保険料により「仮徴収」として算定し、10月からは、令和3年度(令和2年分)の所得等に応じた改定後の保険料により算定した年間保険料額から「仮徴収額」を差し引いた額を「本徴収」として算定します。



改定前の保険料により、令和2年度(令和元年分)の所得等に応じて算定した額
改正後の保険料により、令和3年度(令和2年分)の所得等に応じて算定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額

普通徴収(納付書もしくは口座振替)

対象 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の方
次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書(口座振替)での納付となります。
・年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
・他の市区町村から転入した場合
・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
「仮徴収」と「本徴収」の期間が、特別徴収とは異なります。



改定前の保険料により、令和2年度(令和元年分)の所得等に応じて算定した額
改正後の保険料により、令和3年度(令和2年分)の所得等に応じて算定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額

問合せ 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・3555

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)
障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) ※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分
高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課) (夜間・休日は宿日直につながります)
※FAX番号 ☎443・3555(共通)